

利用にあたって

1 調査の概要

〔1〕 調査の目的

工業統計調査は、製造業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

〔2〕 調査の根拠

統計法（2007年（平成19年）法律第53号）に基づく基幹統計であり、工業統計調査規則（1951年（昭和26年）通商産業省令第81号）によって実施されます。

〔3〕 調査期日及び対象期間

2010年（平成22年）12月31日現在の調査で、調査対象期間は2010年（平成22年）1月1日から同年12月31日まで

〔4〕 調査の範囲及び対象

日本標準産業分類に掲げる「大分類F－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）を対象としています。工業統計調査は、西暦末尾が0，3，5，8年については全数調査を実施し、それ以外の年は、従業者4人以上の事業所を調査対象としています。ただし、2010年（平成22年）調査については従業者4人以上の事業所を調査対象としています。

〔5〕 調査の種類

- （1）甲調査 …………… 従業者30人以上の事業所
- （2）乙調査 …………… 従業者29人以下の事業所

〔6〕 調査の方法

都道府県知事の任命した調査員が対象事業所へ「工業調査票甲」（従業者数30人以上の事業所），又は「工業調査票乙」（従業者29人以下の事業所）を配布し，報告義務者（管理責任者）が記入した調査票を調査員が集めます。

〔7〕 集計

2010年（平成22年）の数値は、本市の独自集計結果です。

集計は基本的に各年の12月31日現在の市域で行っています。従って、2003年（平成15年）以降は、旧内海町・旧新市町が含まれ、2005年（平成17年）以降は旧沼隈町が含まれ、2006年（平成18年）以降は旧神辺町が含まれた数値です。

なお、金額の単位は、調査結果の概要については、他市等との比較もあり、百万円（従業者1人当たりは万円）を単位とし、統計表については万円（従業者1人当たりは円）を単位としました。

また、表中の数値及び割合は、四捨五入のため、合計が一致しない場合があります。

〔8〕 産業分類

日本産業分類の第12回改訂（2008年（平成20年）4月1日適用）に伴い、工業統計調査に用いる産業分類の改訂が以下のとおり行われ、「2008年（平成20年）工業統計調査」から適用されています。

（1）主な変更点

- ・「衣服・その他の繊維製品製造業」が「繊維工業」に統合されました。
- ・「一般機械器具製造業」が「はん用機械器具製造業」，「生産用機械器具製造業」，「業務用機械器具製造業」に3分割されました。
- ・「精密機械器具製造業」が「業務用機械器具製造業」と「その他の製造業」に分割されました。

※ 2007年（平成19年）の数値は、2008年（平成20年）の分類で再集計しています。2006年（平成18年）以前については、再集計していないため、産業中分類の表から削除しています。

（2）紙面の都合により、一部の名称を次のように省略しています。

食 料 品 製 造 業	……………	食 料 品
飲料・たばこ・飼料製造業	……………	飲 料 ・ た ば こ
木材・木製品製造業（家具を除く）	……………	木 材 ・ 木 製 品
家具・装備品製造業	……………	家 具 ・ 装 備 品
パルプ・紙・加工品製造業	……………	パ ル プ ・ 紙

化 学 工 業	……………	化 学
石油製品・石炭製品製造業	……………	石油・石炭製品
プラスチック製品製造業	……………	プラスチック製品
ゴム製品製造業	……………	ゴム製品
窯業・土石製品製造業	……………	窯業・土石製品
非鉄金属製造業	……………	非鉄金属
金属製品製造業	……………	金属製品
はん用機械器具製造業	……………	はん用機械器具
生産用機械器具製造業	……………	生産用機械器具
業務用機械器具製造業	……………	業務用機械器具
電子部品・デバイス・電子回路製造業	……………	電子・デバイス
電気機械器具製造業	……………	電気機械器具
情報通信機械器具製造業	……………	情報通信機械器具
輸送用機械器具製造業	……………	輸送用機械器具
その他の製造業	……………	その他製品

2 符号の用法

[－] …… 該当数値なし

[X] …… 数値が秘匿されているもの

[△] …… マイナスの数値 《※統計表については－（マイナス）で表示》

[秘匿数値の表し方]

「X」は、1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した個所です。また、3以上の事業所に関する数値でも1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する個所は、「X」で表示しています。

3 用語の説明

〔1〕 事業所

一般に工場，製作所，製造所，あるいは加工所などと呼ばれているよ

うな、一区画を占めて製造又は加工など経済活動を行っている場所をいいます。

〔2〕 従業者数

調査期日〔2010年（平成22年）12月31日〕現在で、「常用労働者」と「個人事業主及び無給家族従業者」を合わせた人数

(1) 常用労働者とは、次のいずれかの労働者をいいます。

- ① 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- ② 日々又は1か月以内の期限で雇われた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者等で雇用期間が上記①、②に準じる者
- ④ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支給を受けている者
- ⑤ 事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支給を受けている者

(2) 個人事業主及び無給家族従業者一業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者

〔3〕 臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期限を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者

〔4〕 現金給与総額

2010年（平成22年）の1年間に常用労働者に決まって支給された給与（基本給、諸手当）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計額で、税込みの金額

〔5〕 原材料使用額等

2010年（平成22年）の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計額で、消費税額を含む。

〔6〕 製造品出荷額等

2010年（平成22年）の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額、その他の収入額の合計額で、

消費税等の内国消費税額を含む。

- (1) 製造品出荷額とは、2010年（平成22年）の1年間に出荷した（同一企業の他の事業所への引渡しも含む。）製造品の工場出荷価額（船舶の修理料を含む。）
- (2) 加工賃収入額とは、他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えて引き渡したものに対して、受け取った又は受け取るべき加工賃の額
- (3) その他の収入額とは、製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額以外の収入額（例えば、転売収入、修理料収入額等）

〔7〕 生産額

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

〔8〕 付加価値額

- (1) 従業者30人以上の付加価値額
製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額
- (2) 従業者29人以下の付加価値額（粗付加価値額）
製造品出荷額等－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
 - ① 内国消費税額
酒税，たばこ税，揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計
 - ② 推計消費税額
2001年（平成13年）調査より，消費税額の調査を廃止したため，国が消費税額を推計して算出した額（ただし，製造品出荷額に占める直接輸出額は除く。）
※ 2001年（平成13年）調査から，従業者10～29人の事業所については，有形固定資産の調査が5年ごと（西暦末尾0，5年）となっ

たため、2000年（平成12年）までの付加価値額は、従業者4～9人の事業所については粗付加価値額であり、2001年（平成13年）年以降の付加価値額は、従業者4～29人の事業所については粗付加価値額となっています。

〔9〕 有形固定資産

この1年間における数値であり、帳簿価格によります。

（1）有形固定資産の取得額等の区分

- ① 土地
- ② 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）
- ③ 機械及び装置（附属設備を含む。）
- ④ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

（2）建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額であり、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

（3）除去額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

（4）有形固定資産年末現在高

有形固定資産年初現在高＋有形固定資産取得額－有形固定資産除去額－減価償却額

（5）有形固定資産投資総額

有形固定資産取得額＋建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）

（6）有形固定資産純投資額

有形固定資産投資総額－有形固定資産除去額－減価償却額

※ 2001年（平成13年）調査から、従業者10～29人の事業所については、有形固定資産の調査が5年ごと（西暦末尾0, 5年）となつたため、それ以外の年は、従業者29人以下の事業所については、調査対象となりません。

〔10〕 基礎素材型産業，加工組立型産業，生活関連型産業（産業中分類による）

（1）基礎素材型産業とは、木材・木製品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，化学工業，石油製品・石炭製品製造業，プラスチック製品製造業，ゴム製品製造業，窯業・土石製品製造業，鉄鋼業，非鉄金属製

造業，金属製品製造業をいいます。

- (2) 加工組立型産業とは，はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業をいいます。
- (3) 生活関連型産業とは，食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，家具・装備品製造業，印刷・同関連産業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業をいいます。